鳥取県レンタサイクル拠点整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。) 第4条の規定に基づき、鳥取県レンタサイクル拠点整備事業補助金(以下「本補助金」という。)の交 付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内レンタサイクル拠点の整備を支援し、県内におけるサイクルツーリズムの推進を図ることを目的として交付する。

(定義)

- 第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) レンタサイクル拠点 次号で定める自転車の貸出事業を行う事業所をいう。
 - (2) 自転車 日本工業規格 [JIS] D9111:2016(自転車—分類、用語及び諸元)表1に適合したもののうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア スポーツ専用自転車、スポーティ車、電動アシスト自転車又は特殊自転車(タンデム車)に分類されるもの
 - イ 本補助金の交付目的に適合すると知事が認めるもの
 - (3)電動アシスト自転車 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の3に定める基準 を備えたものをいう。
 - (4) 防犯登録 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項に規定する防犯登録をいう。
 - (5)自転車安全整備 公益財団法人日本交通管理技術協会が定める自転車安全整備制度に基づく自転車安全整備士による整備をいう。
 - (6)自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。

(補助対象要件)

- 第4条 補助対象事業は、次の各号の要件を全て満たすものとする。
 - (1)整備しようとするレンタサイクル拠点周辺に、県、市町村又はこれらが参画する協議会等が設定したサイクリングルートがあり(路面標示等の整備の有無は問わない)、自転車貸出事業において、その活用が図られること。なお、該当するサイクリングルートが複数存在する場合は、少なくともそのうちの1つの活用が図られればよいものとする。
 - (2) 県が推進するサイクリスト支援ネットワーク「ダイジョウブシステム」(「コグステーション(サイクリングの拠点施設)」、「サイクルカフェ(サイクリストを積極的に受け入れる飲食店)」、「サイクルポート(サイクリストを積極的に受け入れるコンビニエンスストア)」、「サイクルキャリア搭載UDタクシー」及び「鳥取県サイクリストに優しい宿」) との連携が図られること。
- ÿレンタサイクル拠点の利用者の利便性向上に向けて、県、周辺市町村、その他関係機関・団体 等との連携が図られること。
 - (4) 次のいずれかに該当する台数の自転車を新たに購入し、開始年度から起算して連続する5年間以上レンタサイクル拠点の運営を継続すること。
 - ア 購入する自転車が 10 台以上であること (電動アシスト自転車も台数に含む。)
 - イ 購入する電動アシスト自転車が2台以上であること(この場合、同時購入する自転車の購入 費も補助対象とする。)
 - (5) 自転車をレンタサイクル拠点の屋内又はそれに準じた状態で保管すること。
 - (6) レンタサイクル拠点の平均営業日数が週4日以上であること。この場合において、台風、積雪等の事業者の責に帰さない事由により営業することができなかった日については、平均営業日数の計算に加えない。

(補助金の交付)

- 第5条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。) の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法 (昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と、当該金額 に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以 下同じ。)を除く。)から、当該対象事業に伴う収入(本補助金を除く。)の額を控除した額に、同 表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額以下とし、同表の第5欄に定める 額を限度とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、1申請当たりの補助金申請額が20万円未満のときは、本補助金は交付しない
- 4 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業について は、補助対象としないものとする。
- 5 同一の申請者が行う同一の事業に対する補助は、1回限りとする。
- 6 鳥取県産業振興条例 (平成23年鳥取県条例第68号) の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、 県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請)

- 第6条 本補助金の交付申請は、原則として、補助事業実施の20日前までに、交流人口拡大本部観光交 流局観光戦略課へ提出しなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号及び第3号によるものとする。
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前 条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下 「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第5条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表1の第6欄に定めるもの以外の変更とする。 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告等の時期等)

- 第9条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。
 - (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第5号によるものとする。
- 3 補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控

除して報告しなければならない。

- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。
- 5 補助事業者は、事業終了の翌年度以降4年間、補助事業の実施状況等について自転車貸出状況等報告書(様式第5号)を作成し、各事業年度終了後20日以内に報告するとともに、補助事業に関係する県の調査に協力をしなければならない。

(財産の処分制限)

- 第10条 規則第25条第2項ただし書の期間は、自転車については5年間、それ以外のものについては、 減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間 (同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) 自転車
 - (3) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして交流人口拡大本部長が別に定めるもの
- 3 第7条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、交流人口拡大 本部長が別に定める。

附則

- この要綱は、令和2年3月5日から施行し、令和元年度事業から適用する。
- この要綱は、令和3年3月31日から施行し、令和3年度事業から適用する。

別表1 (第5条、第7条関係)

1	補助事業 事業実施主体 補助対象経費 補助率 限度額 重要な変更 集内の市町村、
レンタサイ県内の市町村、クル拠点整 総元 (1) 自転車の貸出事権では関係の推動、 (1) 自転車の貸出事権では関係の振動をとして、 (1) 自転車の貸出事権では関係の	レンタサイカル拠点整機光協会等(観光の振興を目的として、何間に対して、原理・関係のの事業者で構成される団体) (1) 自転車の貸出事業に要する機能の機能のでは、
整備に要する経費 ※工事請負費、委託料に係るもの については、県内事業者が実施し たものに限る。ただし、やむを得 ない事情で県内事業者への発注 が困難と県が認めた場合につい	ルダー、スタンド等とする。なお、電動アシスト自転車用予備バッテリーの購入数は、整備するレンタサイクル拠点で使用する電動アシスト自転車1台につき1個を上限とする。 (2)レンタサイクル拠点の施設整備に要する経費 ※工事請負費、委託料に係るものについては、県内事業者が実施し

様式第1号(第6条、第9条関係)

○○年度鳥取県レンタサイクル拠点整備事業補助金補助対象経費一覧

整理番号	補助対象経費内容	見積(支払)金額 (円) ※消費税を除く	補助金額(円)
1			
2			
3			
4			
5			 見積(支払)金額の
6			計×1/2
7			
8			
9			
1 0			
計			

【添付書類】

- 工事写真
- ・購入した自転車に係る製造メーカー保証書(型番、車体番号、車名当が明記されており、補助対象自転車であることが確認できるもの)の写し
- ・防犯登録証の写し
- ・自転車損害賠償保険等に加入していることが確認できるものの写し
- ・領収書など対象経費の支払いを証明する書類
- ・このほか、県が必要と認める書類

○○年度鳥取県レンタサイクル拠点整備事業補助金事業計画(報告)書

1 申請者

申請者団体名及び 代表者名	
担当者名	
連絡先 (電話番号)	

2 事業の概要

- 1 事業目的
- 2 事業計画の内容
 - ※整備しようとするレンタサイクル拠点の周辺のサイクリングルート(県・市町村及びそれらが参画した協議会等が設定したものに限る。)をどのように活用する予定か具体的に記載すること。
 - ※県が推進するサイクリストサポート体制「ダイジョウブシステム」とどのように連携を図っていく予定か具体的に記載すること。
 - ※レンタサイクル拠点の利用者の利便性向上に向けて、県、周辺市町村、その他関係機関・団体等 とどのように連携を図っていく予定か具体的に記載すること
- 3 実施場所
- 4 実施期間
- 5 その他参考となる事項
- 6 他の補助金の活用の有無(有・無)
- ※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。
- ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。
- 7 消費税の取り扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者)
- 8 その他
- ※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した 実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。
- ※また、今後、当該建物(設備、備品を含む)に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載してください。

○○年度鳥取県レンタサイクル拠点整備事業補助金収支予算(決算)書

1 収	入				(単位:円)
区	分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減額	内	訳
合	計					
	μΙ					

2 支	出					(単位:円)
区	分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減額	内	訳
合	計					

様

職氏名即

○○年度鳥取県レンタサイクル拠点整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県レンタサイクル拠点整備事業補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、……とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額 金

Щ

(2) 交付決定額 金

円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は………とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県レンタサイクル拠点整備事業進補助金(令和2年3月5日付第201900313638号鳥取県交流人口拡大本部長通知。以下「要綱」という。)第5条第2項及び第7条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事様

住所又は所在地 名称 代表者役職・氏名 印

○○年度自転車貸出状況等報告書

■貸出状況表

■貝田仏仇衣														
区分	車種	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
補														
購助入金														
した														
購入したもの														
	計 (A)													
購入したもの														
したり														
りかで														
	計 (B)													
合計(A+B)														
営業日数														
台風、積雪等により営 業できなかった日数														

- ※実績のあった年度の年度末から20日以内に提出すること。
- ※レンタサイクルに使用している全ての自転車について報告すること。
- ※表が足りない場合は、適宜追加すること。

■整備状況表

■走佣扒仇权		
車種	実施日	整備内容

- ※実績のあった年度の年度末から20日以内に提出すること。
- ※補助金を利用して購入した自転車全てについて、整備を行った日及び整備内容を報告すること。 ※表が足りない場合は、適宜追加すること。
- ※整備台帳がある場合は、その写しを提出することにより整備状況表に置き換えることができる。

年 月 日

鳥取県知事様

住所 申請者 氏名 (団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

○○年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった鳥取県レンタサイクル拠点整備事業補助金について、鳥取県レンタサイクル補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 規則第18条の補助金の額の確定額 (年月日付第号による額の確定通知額)
 金
 円

 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
 金
 円

 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額金
 円

 4 補助金返還相当額(3-2)
 金
 円
 - (注)参考となる資料を添付すること。